

誓 約 書

私は、質屋営業法第3条第1号から第7号に掲げる

- (1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、3年を経過しない者
- (2) 許可の申請前3年以内に、第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者
- (3) 住居の定まらない者
- (4) 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの。
- (5) 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が質屋の相続人であって、その法定代理人が前各号又は第七号に該当しない場合を除くものとする。
- (6) 第25条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- (7) 同居の親族のうちに前号に該当する者又は営業の停止を受けている者のある者
- (7) 次のいずれかに該当する管理者を置く者
 - ア 法第3条第1号から第3号まで又は第5号から第7号までのいずれかに該当する者
 - イ 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

の、いずれにも該当しないことを誓約します。

岐阜県公安委員会 殿

令和 年 月 日

氏名

誓 約 書

私は、質屋営業法第3条第1号から第6号に掲げる

- (1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、3年を経過しない者
- (2) 許可の申請前3年以内に、第5条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者
- (3) 住居の定まらない者
- (4) 心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令でさだめるもの。
- (5) 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が質屋の相続人であって、その法定代理人が前各号又は第七号に該当しない場合を除くものとする。
- (6) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 第25条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

の、いずれにも該当しないことを誓約します。

岐阜県公安委員会 殿

令和 年 月 日

氏名